

## < 情報セキュリティ基本方針 >

国民健康保険中央会（以下「本会」という。）は、国民の健康にかかわる個人情報をはじめ、重要な情報を多く取り扱っています。これらの情報の重要性を認識し、厳格に保護・管理・運用し、さらには、利便性の向上も図ってまいります。

そのため本会では、全会的な統一方針として「国民健康保険中央会 情報セキュリティ基本方針」を定め、本会の情報セキュリティに対する取り組みの指針といたします。

### 1. 情報セキュリティ管理体制の整備

本会は、情報資産の保護および適切な管理を行うため、情報セキュリティに関する責任者を配置し、情報セキュリティ管理体制を整備すると共に、情報セキュリティ推進体制を構築します。

### 2. 情報セキュリティ規程の制定

本会は、情報資産の保護および適切な管理を行うため、情報セキュリティに関する規程、基準等を制定し、本会内に周知徹底します。

### 3. 法令、契約上の要求事項の遵守

本会は、情報セキュリティに関する各種法令、国が定める指針、その他規範及び契約上のセキュリティ要求事項を遵守します。

### 4. 役職員の取組み

本会は、すべての役職員に対して、情報セキュリティの重要性の認識と、情報資産の適正な利用・管理のために必要な教育・訓練を実施し、情報セキュリティへの取り組みを確かなものにします。

### 5. 違反及び事故への対応

本会は、情報資産に応じた適切な情報セキュリティ対策を実施することで、情報セキュリティ事故の発生予防に努めます。万一、違反や事故が発生した場合には、迅速に対応し、被害を最小限にとどめるとともに再発防止のための措置を講じます。

### 6. 継続的改善

本会は、情報セキュリティの取り組みを維持するとともに、事業環境や社会情勢の変化に対応するため、定期的に情報セキュリティに関する管理体制および対策実施状況を見直し、継続的な改善を行います。

2020年8月1日  
国民健康保険中央会